

「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画案にかかる意見募集」
の取り纏め結果について

令和5年4月28日
外務省

1. 実施期間等

- (1) 募集期間： 令和5年3月1日（水）～3月30日（木）
- (2) 募集方法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）
- (3) 意見提出方法： 電子政府窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール

2. 提出件数： 8件

3. 提出された意見の概要と応答

提出いただいたご意見について、個別に回答はいたしません。修辭上の修正や文言の統一などのご指摘については再度検討の上、修正いたしております。それ以外のご意見は適宜要約等の上、パブリックコメントの対象となる案件についてのご意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので、ご了承ください。

(1) 行動計画案全体について

	ご意見の概要	回答
1	第2次行動計画の達成度についての評価を行い、評価報告書を公表した上で、改訂版の作業を進めてほしい。(3件)	第2次行動計画の評価報告書は2年ごとの作成となっており、今回の改定にあたっては、これまでに作成し、公表した行動計画評価報告書を踏まえ、評価委員や、政府内関係省庁とも分析・整理をし、また、NGOや市民社会との意見交換も得た上で作成しました。
2	他国と連携し、行動計画の実施・評価をしてほしい。(1件)	2018年のG7外相会合成果文書のコミットメントであるWPSパートナーシップ・イニシアティブにおいて、日本はスリランカをパートナー国とし、スリランカのWPS行動計画の策定支援及び実施を支援しました。また、スリランカ以外にも、これまでに東ティモールの行動計画策定支援やレバノンの行動計画策定支援も実施しています。 さらに、WPSの実施・評価のあり方については関係各国と随時意見交換を行っています。
3	これまでの指	第3次行動計画の1背景と経緯(8)のとおり、第1次・第2次行動計画の総

	<p>摘（政治参画促進の取組の弱さ、エンパワメントの促進につながる教育、研修、研究への注視不足、有害なジェンダー規範・慣行変化の周縁に向けた司法の取組、ODA 拠出金額とWPS 関連案件の関係、等）を受けて第3次行動計画ではどのように強化を図っていくのかについて検討された形跡が見受けられない。</p> <p>(1 件)</p>	<p>括を行い、そこから得られた教訓を踏まえつつ、更に評価委員や国際 NGO、市民社会の意見も踏まえて検討を行っております。</p> <p>例えば、具体的には日本 NGO 連携無償資金協力において、NGO との意見交換を踏まえ、性的虐待・搾取及びセクシャルハラスメント (SEAH) の予防・対応に関する記載を実施要領に盛り込むこととしました。</p> <p>その他のご指摘の個別の課題については今後も引き続き政府関係省庁間で検討して参ります。</p>
4	<p>少なくとも第2次行動計画に関する評価委員会の報告書が出た段階で、どのようにその知見を計画に反映させるのか、市民への説明の機会を設けるべき。(1 件)</p>	<p>第2次行動計画の実施に関する評価報告書が出た段階で、令和3年5月に「NGO・市民社会との対話」を開催して過去5年間の実施についてレビューを行い、評価報告書で指摘のあった「WPS の国内の取組強化が必要である」との指摘については、第3次行動計画に反映いたしました。また、令和4年8月・9月の「NGO・市民社会との対話」においても説明の機会を設けました。</p>
5	市民社会の意	「NGO・市民社会との対話」においては、限られた時間内で具体的な内容を議

	見を聴取する際には、参加団体を限定せず、事前に資料配付し、広く意見を聴取すべき。(1件)	論する必要性から公募により WPS での実績や知見のある方や団体、あるいはジェンダー分野に知見のある方を選定させていただきました。 また、より広く意見を得るべく、今回のようにパブリックコメントの機会も設けさせていただいております。
6	3年目の中間見直しの機会に、第2次行動計画の評価及び前半の中間評価に基づいて市民社会との意見交換が確実になされるよう、現時点からプロセスを明確にして準備を進めるべき。(1件)	3年目に中間評価報告書が策定された際には、市民社会及び NGO との意見交換を実施する旨、Vモニタリング・評価・見直しの枠組み1(7)として追記しました。
7	各項目の「具体策」は具体性を欠いた曖昧な目標ではないか。最低限の数値目標などを入れるべきではないか。(3件)	第1次、第2次行動計画では、取り組みや、それにかかる目標を詳細に設定したが故に取組の内容が固定されて柔軟性を欠いたことから、幅広い表現としました。
8	インパクトが測れる指標の設定によるアカウンタビリティの枠組みを強化すべ	インパクトを測る指標については様々な議論があり、また、短期間で測ることは困難であるため、好事例や良い案件事例を中心に定性的なものとししました。

	き。(1件)	
9	<p>「国内官庁の組織としての対応能力強化」、「国内関係省庁の人的・組織的能力強化」が実施上の課題であることが示されているが、具体的にどのような課題があるのか、強化されるべき能力とは何であり、そのようにそれを高めるべきかについての記述がない。</p> <p>(1件)</p>	<p>WPS アジェンダの実施は、通例、主に紛争影響国や脆弱国が対象ですが、国内の関係省庁もその一部を担っており、WPS 行動計画の実施強化につながる人材育成が必要なことから国内関係省庁職員の研修や教育の実施を行動計画に含めております。</p> <p>国内実施機関に関しては、各組織毎の事情に応じた柔軟な対応が可能となるよう一般的な表現としております。</p>
10	<p>これまで実施省庁間の連携が課題として指摘されていたが、能力強化との関連で検討が必要ではないか。第1次行動計画の頃と比べて外務省・JICAと他省庁との連携がどの程度強化されたのが全</p>	<p>2018年G7の外相会合成果文書のコミットメントであるWPSパートナーシップ・イニシアティブの実施においては、スリランカにおいて外務省が国際機関を通じて支援を行ったのに引き続き、JICAの2国間協力案件を実施できるよう協力した例などの実績があります。</p>

	く明らかにされて いない。 (1件)	
11	実施体制強化 のための予算 措置が全く検 討されていな いのはおかし いのではない か。(1件)	ご指摘の点については、政府関係省庁間で共有し、検討して参ります。
12	ODA予算内 に占めるジェ ンダー関連予 算の割合を高 め、現地女 性・フェミニ スト団体への 直接支援割合 を増やすなど の強化策はな ぜ一切検討さ れていないの か。(1件)	ODAは基本的に被支援国のニーズを踏まえて実施するものであるため、被支援国の声にまずは耳を傾ける必要があります。こうした前提の上で、例えばJICAがJICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き (https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html) を作成しているように、我が国の支援にジェンダーの視点を取り入れつつ実施するよう心がけています。
13	調査研究はW PS実施のため の重要な施策 の一部であり 、評価委員 会の活動強化 の意味でも実 施すべき。予 算がないとし ても、既存の 調査研究機関 との連携は検 討すべき。(1 件)	WPS行動計画の評価委員の役割は、政府の実施を評価し、行動計画に対する提言等を行うこととなっています。評価委員に調査研究を委託することは考えておりません。 他方で、各国のWPS実施を含めたジェンダー状況に関する調査研究に該当する活動については、主にUN Womenへの拠出金を通じて実施しております。例えば、令和2年度実施の南・東南アジアにおける案件では、「平和なコミュニティに必要な女性のエンパワーメントの実現に向けた証拠基盤の構築～バングラデシュ・インドネシアの事例研究～」をはじめとする多数の調査研究文書、イエメンにおける案件では、強靱性に関する調査研究文書が日本の支援で発行されました。
14	日本の国際協	新たな開発協力大綱案においては、誰一人取り残さない「質の高い成長」の文

	力におけるW P Sの主流化を推進すべき。また、そのことを開発協力大綱の改訂版に記載すべき。(1件)	脈において、女性を含む包摂性の視点が一層求められていることに触れるとともに、人間の安全保障を推進するために不可欠な「人への投資」である教育の中で、女性のエンパワーメントの視点について言及しています。また、開発協力の実施原則の1つとして、ジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進を掲げています。被援助国自身のニーズや要望等も踏まえながら、引き続き様々な支援を行っていきたいと考えております。
15	ジェンダー分析は、国内・国際を問わず、W P Sアジェンダの実施の手段として、また、評価にも必要である点を明記すべき。(1件)	W P Sアジェンダの実施において、ジェンダー分析は前提条件として、行動計画の方針に含めております。
16	日本政府が国連のW P Sフォーカルポイント・ネットワーク等で重要な働きをしていることにつき、内閣府男女共同参画局のホームページ等で広報し、国民の関心を高めるべき。(1件)	今後、関係省庁間で検討いたします。
17	3ページ目の表における「ブリーフ」は一般市民に馴染みのない	「報告すること」に修正いたしました。

	表現である。 (1件)	
18	被害者と被害 当事者の違い いかに。被害 者(サバイバ ー)でよいの ではないか。 (1件)	英語では victims and survivors と表現されるため、英語表現に合わせて、「被害者・サバイバー」としました。
19	4 ページ目の 「コンセンサ ス採択」は一 般市民に馴染 みのない表現 である。	コンセンサス採択は、近年においては定着した表現であるため、原案を維持させていただきます。
20	5 ページ目の 2 (1) (イ) に「防災・減 災及び災害復 興」を加える べき。(1件)	ご意見のとおり加筆しました。

(2) 「I 女性の参画とジェンダーの視点に立った平和構築の促進」について

	ご意見の概要	回答
1	アフガニスタン紛争は終結したため、8 ページ目 7 行目の「2021 年の米軍のアフガニスタンからの撤退に伴うタリバンの台頭」は削除すべき。(1件)	ご意見の趣旨を踏まえて修正いたしました。
2	アフガニスタン、ウクライナ、ミャンマー、香港、シリアなど、留学生の出身国が「紛争地(原文ママ)」となるケースが増えているが、その際に関係省庁がどのように連携し、WPS を実現できるのかについての具体的な計画が必要(アフガニスタンに対する開発援	関係省庁間での連携の可能性について検討してまいります。

	助政策や留学生政策を総括し、そこから学べることについての議論、帰国困難なアフガニスタンからの女子留学生の安全確保とエンパワーのための具体的方策、等。)。 (1件)	
3	評価委員会でも指摘されていた意思決定への参画促進や、教育・研究について殆ど具体的な方策が述べられていないことは大きな問題である。(1件)	具体的な取組(4)に、国連平和構築委員会(PBC)のメンバーとして、平和構築への女性の参画に関する国際的な議論への積極的な参加や、女性の参画の支援を優先事項の一つとしている国連平和構築基金(PBF)への拠出等を通じた貢献を行っていくことを追記しました。
4	社会の脱軍事化と女性の権利についての日本政府の取組を述べるべき。(1件)	安保理決議第1325号及び関連決議によればWPSアジェンダの実施には元兵士等のDDR(武装解除、社会統合、リハビリテーション)や女性の権利保護が含まれており、評価報告書に述べられている政府としての取組は、これらにも資するものとなっていると考えます。
5	特にローカルな団体への直接支援の強化、危害にさらされやすい女性・マイノリティの活動家への支援と保護について具体的に述べるべき。(1件)	1 具体的な取組(1)に「特に現地の女性団体及び女性リーダー達と連携する。」と追記しました。
6	IIの対象となるのは、武器として使用される性的暴力だけでなく、支援者や時には被災者から被災者へ振るわれる暴力も含む。また、紛争下のみならず、災害時の性的暴力が含まれるということが、<基本方針>から読み取りにくいいため、3文目の「しかも、」の前に「また、紛争や大規模災害による人道危機下では、性的搾取が発生しやすく、性的暴力やジェンダーに基づく暴力を容認する風潮がみられる。」を追記すべき。また、<基本方針>の4文目及び1(2)の「不処罰の文化」については、慣例的に表現されることが	ご意見を踏まえ再検討いたしました。WPSの文脈において紛争下の性的暴力とは、戦争の武器として意図的に破壊行為として使用されるものであることが国際的アジェンダとして確立されており、文脈の違う災害下でおきる性的暴力と同等に扱うことが難しいため、災害下の性的搾取も含め、災害下でおきる性的暴力や性的搾取については災害の章において記載することとしました。 また、「不処罰の文化」は”culture of impunity”の定訳となっておりますので変更していません。

	多いものの、「文化」と呼ぶべきものではなく、「悪風」、「悪習」、「悪弊」のいずれかを使用すべき。(1件)	
7	1(3)の「紛争関連の性的暴力」を「紛争関連及び大規模災害時の性的暴力」とし、災害時の暴力も含まれることを明示すべき。	上記のとおり災害の章に記載しました。
8	指標の書きぶりが統一されていない。とりわけ、Iの好事例については、詳細がない。「紛争予防・解決、和平交渉、和平調停、平和維持活動、平和構築の取組にジェンダー分析が導入され、または、ジェンダー主流化が促進された好事例」とすべき。	ご意見を踏まえて加筆しました。
9	8ページ目の〈基本の方針〉におけるグローバル・スタディについては引用文献の書誌情報を示すべき。	ご意見を踏まえ、脚注に記載しました。

(3) 「II 性的およびジェンダーに基づく暴力の防止と対応」について

	ご意見の概要	回答
1	「背景」で被害者中心アプローチについて言及されているにもかかわらず、それをどのように具体的な実践に反映させるかが皆無。被害者の権利をどのように確保するのか具体的例示が必要。	ご意見を踏まえ、具体的な事例がわかるよう、脚注をつけました。
2	日本の支援者による性的虐待・搾取を防ぐための方策について、訴えを受け調査を行う体制や、実施	取組の内容が固定されて柔軟性を欠くことがないように幅広い表現となっておりますが、関係機関においては以下に例示するような取組が行われております。 ● JICAにおいては、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント (SEAH : Sexual Exploitation, Abuse, and Harassment) 撲滅に

	<p>機関内部における被害者中心アプローチに基づく防止・支援策についても書き込むべき。</p>	<p>向けて、組織・事業両面における対応強化策を実施しています。</p> <p>JICA 内では役員レベルの責任者を任命し、職員に対して研修等を実施しています。また、JICA 事業関係者については、「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」にて SEAH に係る禁止事項等を記載するとともに、SEAH 及び各種ハラスメント事案への早期対応のため通報窓口を設置しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き」に、インフラ整備の工事現場及び周辺における性暴力などのリスクや課題に対する取組例として SEAH の防止及び発生時の対応を含め、適切な対応をとるよう推進しております。 <p>参考 1 : https://www.jica.go.jp/about/corp_gov/seah_eradication.html 参考 2 : https://www.jica.go.jp/about/corp_gov/compliance.html 参考 3 : https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html 参考 4 : https://www.jica.go.jp/information/info/2020/20200702_01.html</p>
3	<p>被害が見過ごされがちな男性や性的マイノリティの被害防止・支援策について具体的な言及が必要。</p>	<p>基本的方針に「また、紛争関連性的暴力やジェンダーに基づく被害者には男性や性的マイノリティーを含め、あらゆる少数派も念頭に配慮する。」と加筆しました。</p>

(4) 「Ⅲ 防災・災害対応と気候変動への取組」について

	ご意見の概要	回答
1	<p>意思決定への女性参画をどのように引き上げるのか、より具体的な記述が必要。</p>	<p>取組内容を過度に限定することなく、現場の実施主体がある程度柔軟に実施できるようにするため、あえて一般的な表現としております。</p>
2	<p>気候変動は新しいイシューであり、どのような基準で何に取り組むのか、より具体的に記述する必要があるが、記載が皆無である。</p>	<p>本行動計画で行う取組は、気候変動そのものへの取組ではなく、災害や災害に起因する避難民の移動や紛争の大元の要因の一つとして気候変動が認識されており、防災や災害対応へのジェンダーの視点を取り入れた取組や関連する政策意思決定への女性の参画などを推進する取組を想定しております。</p>

3	1 (1) に「ウ 防災・減災、気候変動の専門領域で活躍する女性の育成」を追記すべき。	ご指摘の点は1 (1) アの「女性の参画、エンパワーメント」に含まれるものと考えます。
4	2 (1) の後に (2) として、「防災・復興、気候変動への取組に関する省庁の担当部署職員における女性の比率」を入れ、原案の (2) 以降の数字を順送りすべき。	ご意見については、関係省庁と問題意識を共有させていただきました。
5	2 (1) と 2 (5) を統合すべき。	2 (1) は関係者 (例えば政府側の支援者など) を想定しており (5) は事業において一般市民を想定しているため、原案を維持させていただきます。ただし、ご意見を踏まえ、(1) に研修の受講者数も記載しました。

(5) 「IV 日本国内における WPS の実施」について

	ご意見の概要	回答
1	国内への周知・啓発を、誰に対してどのように強化するのか具体的な計画が必要。	今後、実施において検討してまいります。
2	市民社会との協働をどのようなテーマで実現するのか具体的に記載すべき。	国際情勢や、行動計画の実施状況によって議題は随時変わりうるため、現時点では一般的な記載としております。
3	多数国間会合の参加にあたってはジェンダー比を必ず考慮するといった戦略的対応の必要性あり。そのためには、課内で出張可能な人に必ず女性を一定数入れられるように、当初から人事担当と話し、それが可能な体制の準備をしておく必要あり。	ご意見については、関係省庁と問題意識を共有させていただきました。
4	「被害者・サバイバー中心アプローチ」の普及と当事者に対するエンパワーメントのための方策について併せて提示すべき。	基本的考え方に記されているとおり、被害者・サバイバー中心アプローチに基づき、国内のWPS促進に資する取組を行っていくこととしていますが、取組内容を過度に限定しないために、個別の具体的取組の一々について言及していません。いずれにせよ、実施の際に同アプローチに然るべく留意するよう、関係省庁とも共有して参ります。
5	警察や入管におけるドメスティック・バイオレンス (DV) や人身	出入国在留管理庁では、同庁が対応した外国人 DV 被害者数及び人身取引被害者数を公表しているほか、その実例を

	取引に対する対応の実態調査を行い、結果を公表し、研修に活かしていくべきである。	踏まえた研修を実施しています。 警察庁においては今後の検討の参考とさせていただきます。
6	出入国管理庁の入管担当にジェンダー担当官を配置すべき。	今後の検討の参考とさせていただきます。
7	出入国管理庁により収容されている女性たちに対する衛生用品の提供などが適切に行われるべきである。	2021（令和3）年10月以降、生理用品については、自由に使用できるよう居室やシャワー室に常備しております。
8	具体的にどのように「人権擁護」に取り組むのかという計画の提示が必要。	法務省の人権擁護機関では、人権相談等を通じ、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。その他の関係省庁においては今後の検討の参考とさせていただきます。
9	難民女性や子供に対するDVや虐待への具体的対応策が必要。	出入国在留管理庁では、外国人DV被害者を認知した場合、その意思及び立場に十分配慮しながら適切に対応しています。その他の関係省庁の対応策については今後の検討の参考とさせていただきます。
10	法制度や人種差別との複合難民、難民申請者や技能実習生の女性たちが抱える困難は、ジェンダーに関する啓発のみによって改善ができるかのような記述になっているのは極めて不適切である。	本行動計画では、特にこれまでに足りなかった点として横断的なジェンダー視点が必要と考え、関連する研修を記載しております。
11	難民、避難民、難民申請者、技能実習生等の外国人女性の人権擁護及び、紛争影響国からの難民へのジェンダーに基づく支援について具体的方策をしめすべき（1件）。	難民認定申請について、性的暴力の被害や性的マイノリティに関連した主張が含まれる事案に関しては、申請者の心理的、精神的な負担への配慮をしています。具体的には、難民調査官及び通訳人の性別等申請者の希望を事前に確認した上で、可能な限り希望に沿うように対応しています。 また、難民認定申請者が妊娠中の女性や、過去に受けた危害によるトラウマ等の影響から心身に不調を来す可能性のある申請者については、体調の変化の有無を注意深く観察しています。 法務省の人権擁護機関では、人権相談等を通じ、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件と

		<p>して調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。</p> <p>また、「女性の人権を守ろう」を人権啓発活動強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施しています。</p> <p>その他の関係省庁の取組については今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>仮放免された難民申請者の生存資源へのアクセスの欠如が、家族内の女性に特有の負荷をもたらしている状況を改善するために、法務省・外務省その他関係省庁の連携による具体的な施策を、支援団体と協議しながら早急に検討すべき。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>難民認定の実施や難民認定者への支援策、入管施設における処遇に関しても、ジェンダーに敏感な施策が書き込まれるべき。</p>	<p>性的マイノリティであることに関連する迫害に係る審査に当たっては、出身国の性的マイノリティに関する法制度を含む最新の出身国情報を収集し、出身国情報に照らし難民に該当するか否かを判断しています。</p> <p>女子被収容者専用の収容区域を設置している官署においては、女子被収容者の看守業務は全て女子職員が行っています。また、その他の官署においても、身体検査、衣類の検査及び入浴の立会いは女子職員が行っており、その他の処遇についてもできるだけ女子職員に行わせるようにしています。</p>
14	<p>「女性に対する」防止のみに重点が置かれており、女性とくにマイノリティ女性の経済社会的エンパワーメントや意思決定への参画、ジェンダーやセクシュアリティに基づく差別の撤廃（「女性」に限らず）に関する記述が薄いことは問題であり、評価委員会の指摘にも対応していない。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>インターセクショナルリティを重視</p>	<p>ご指摘のとおり、WPSアジェンダの実施に当たっては交</p>

	すると冒頭に書いてあるにもかかわらず、どのようにそれを具体化するかについての記述が皆無である。	差性を含めた様々な要素を踏まえることとされていますが、取組内容を過度に限定しないため、個別の具体的取組の一々においては言及しておりません。いずれにせよ、実施の際にはご指摘の点にも然るべく留意するよう、関係省庁とも共有して参ります。
16	東アジアの安全保障環境につき、ヘイトスピーチ等に伴い、国内マイノリティの人権に悪影響をもたらす可能性が高まっており、人権擁護のための具体的施策が必要である。	特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動は、あってはならないものと考えています。 法務省の人権擁護機関では、「ヘイトスピーチ、許さない。」をメインコピーとしたポスターや啓発冊子の活用、SNSにおける情報発信等によって、ヘイトスピーチに焦点を当てた人権啓発活動に取り組んでいます。 また、人権相談等を通じ、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。
17	単に国内のフォーカル・ポイントを指名するだけでなく、そのTORと活動の成果報告を公開すべき。	今後の検討の参考とさせていただきます。
18	国内関係機関に、気候変動の担当省庁である環境省及び経済産業省を加えるべき。	本行動計画においては気候変動は災害や災害を起因とする紛争の大元の要因の一部であるという背景を認識するものですが、環境政策や気候変動対策そのものを取り扱うものではないため、環境省と経済産業省は実施主体に含めておりません。
19	外務省、関係省庁の意思決定層や大使等の現在の女性比記載と、第3次行動計画終了時まで達成させる目標値の設定をすべき。	国家公務員及び在外公館の各役職段階に占める女性割合については「第5次男女共同参画基本計画」において目標設置されていますので、重複を避けるため、記載しておりません。
20	研修に関しては、評価においても実施の実態が分かるように、指標を挙げて示すべき。	行動計画は政策レベルの評価を想定しており、個別案件の研修の実施の評価まで含める予定はありませんが、好事例として定性的に評価に扱えるものは記載することといたします。

(6) 「V. モニタリング・評価」について

	ご意見の概要	回答
1	実施体制及び連携強化のための方策について本セクションにおい	方針や具体策は記載したとおりですが、更に充実できるよう、今後検討し、工夫してまいります。

	て、具体的に詳述すべき。また、市民社会との連携強化を具体的に書き込むべき。	
2	評価委員会の活動が、中間見直し及び第4次計画の策定のための基盤として確実に反映されるよう、プロセスを明確に記載すべき。また、社会との対話の基盤として、情報の明示、プロセスの透明性などの原則を記載すべき。	政府として、実施が可能か検討しながら見直しをしていく予定であり、原案を維持させていただきます。プロセスの透明性等については方針や具体策に記載しているとおりです。

(了)